

「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」（素案）の概要

平成26年8月
世田谷区

行動計画見直しの背景

世田谷区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から区民の生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年10月に「世田谷区豪雨対策基本方針」を策定し、それに基づいて目標達成のための具体的な内容を示す「世田谷区豪雨対策行動計画」（平成22年3月）（以下「行動計画」という。）を策定しました。

今回、行動計画の策定から4年が経過したことから社会情勢の変化、行動計画の進捗状況やこの間の集中豪雨による被害状況等を踏まえ行動計画の見直しを行います。

「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」（素案）の構成

1. 基本的な考え方

- ・目標 概ね時間55ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止し、既往最大降雨などが発生した場合でも生命の安全を確保
- ・期間 「世田谷区豪雨対策基本方針」の目標である平成29年度までとする。

2. 4つの柱に対する行動計画

・「世田谷区豪雨対策基本方針」に掲げる豪雨対策の4つの柱について行動計画を示す。

(1) 「河川・下水道整備」の推進

目標：時間50ミリ相当の降雨への対応を目指し、都と連携・調整し、河川・下水道の整備を引き続き推進する。

(2) 「流域対策」の強化

目標：行動計画の見直しによって流域対策の強化を図り、時間5ミリ降雨相当の流出抑制を目指す。

(3) 「家づくり・まちづくり対策」の促進

目標：浸水被害に強い家づくり・まちづくりを促進するために、行動計画の見直しによって、さらなる強化を図る。

(4) 「避難方策」の強化

目標：避難に必要な情報を提供するとともに、避難誘導態勢の整備、強化を引き続き目指す。

3. モデル地区の行動計画

・豪雨対策の早期効果発現を目指す地区について、流域対策基準の強化や地域特性を踏まえた取組みを示す。

4. 進行管理等

・行動計画における各施策の実施主体を明記するとともに、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行う。

行動計画見直し項目

行動計画の主な改定内容は次のとおりです。

流域対策

- ①「行動目標」の新設
- ②モデル地区の追加(上馬・弦巻地区及び中町・上野毛地区)
- ③単位対策量の強化(道路の単位対策量の引き上げ)
- ④助成制度の見直し(助成範囲の拡充等)
- ⑤「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づく提出書類の簡素化
- ⑥雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理

まちづくり対策

- ①土のうステーションの設置
- ②浸水被害状況を迅速かつ確に把握するための仕組み構築
- ③地区まちづくり計画に雨水貯留浸透施設の設置促進を位置づけ

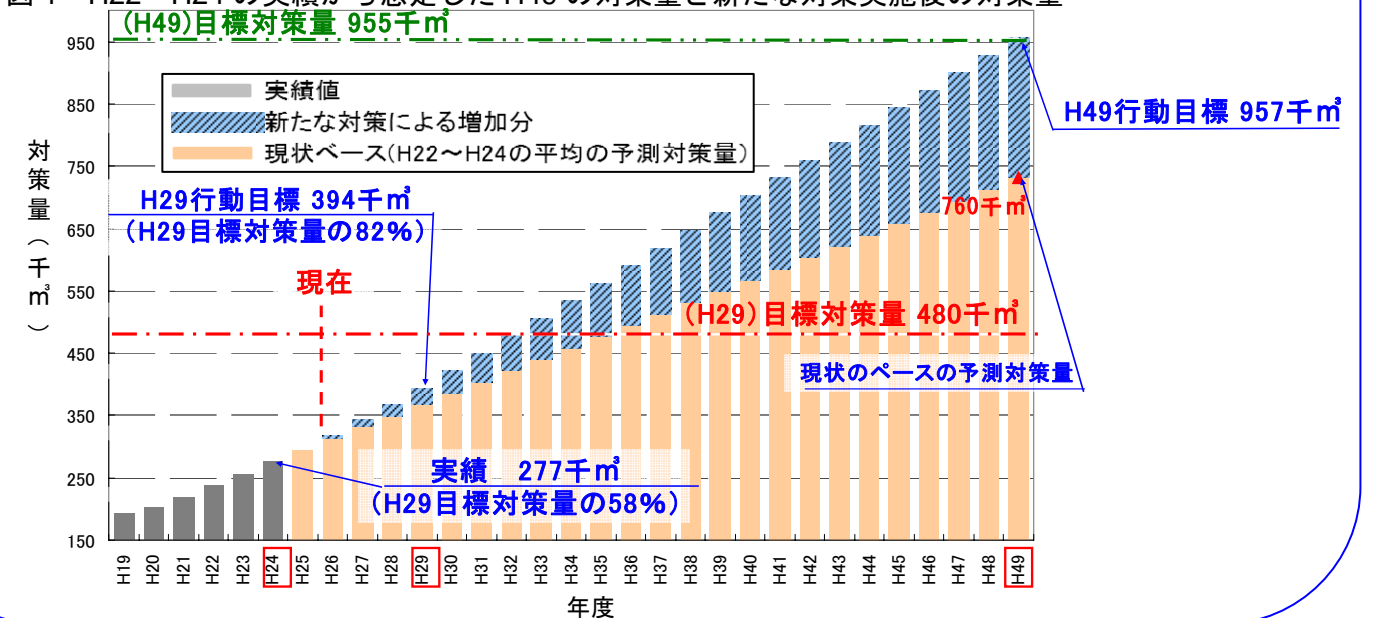
※平成26年6月末に改定された東京都豪雨対策基本方針を踏まえ、「行動計画」(素案)を精査した結果、時点及び表現の整合のみ必要であるため、「行動計画」(案)の作成段階で反映することとします。

見直し

「行動目標」の新設

- ◇ 区では昭和50年代から流域対策に取り組んでおり、平成29年度末までの目標流域対策量(約48万 m^3)に対して、平成24年度末現在で27.7万 m^3 (目標対策量の約57%)の流域対策を行っています。現状のペースで流域対策を進めた場合、平成29年度末までの目標流域対策量(約48万 m^3)の達成が困難と考えられ、今後、対策を強化することにより、平成49年度末の目標対策量(約96万 m^3)の達成を目指します。これにより、平成29年度末における流域対策量は39.4万 m^3 (目標対策量の82%)となり、この流域対策量を「行動目標」として定めて取り組みます。(図1参照)

図1 H22～H24の実績から想定したH49の対策量と新たな対策実施後の対策量

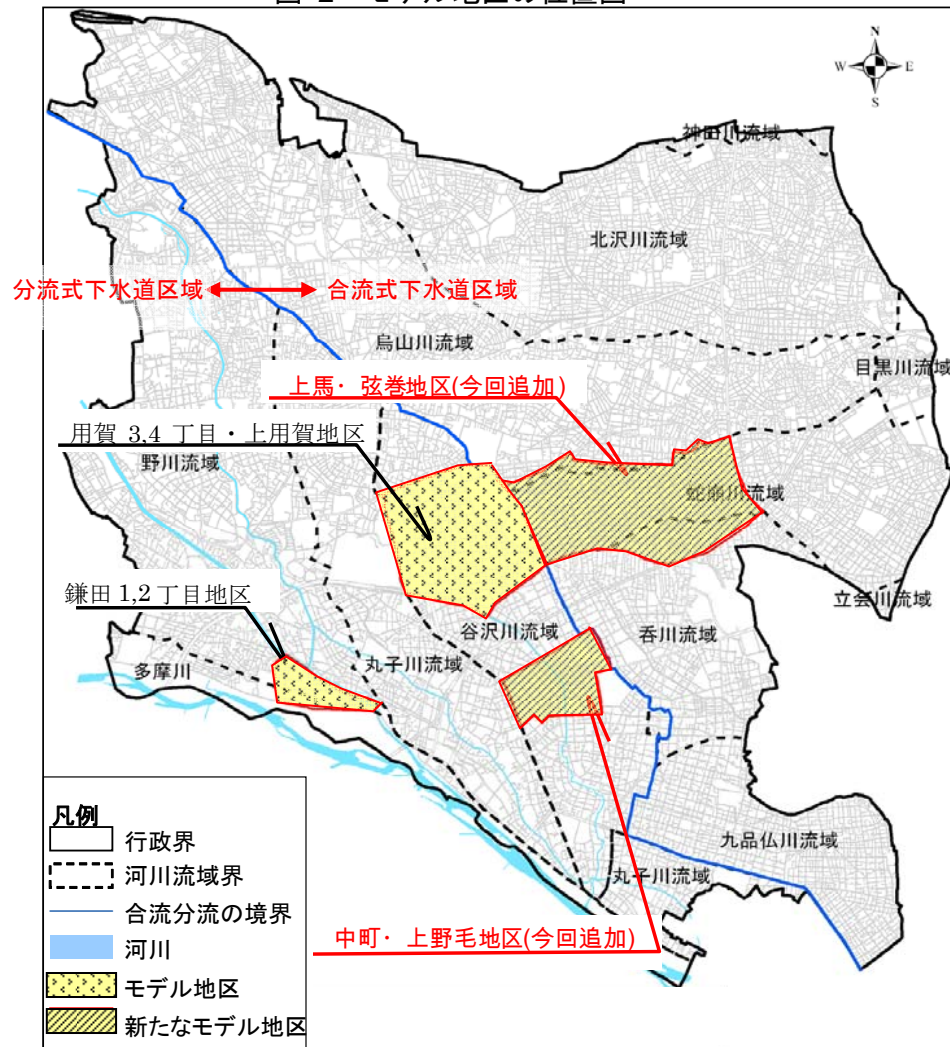


新たなモデル地区の追加

豪雨対策モデル地区（以下「モデル地区」という。）は、過去の浸水被害を踏まえ、流域対策の基準の強化や家づくり・まちづくり対策、避難方策等の取組みを積極的に推進する地区として指定するものです。

これまでの「用賀3、4丁目・上用賀地区」と「鎌田1、2丁目地区」の2地区に加え、平成25年7月の局所的な集中豪雨や過去の浸水状況などを勘案し、「上馬・弦巻地区」と「中町・上野毛地区」を新たなモデル地区として追加します。

図2 モデル地区の位置図



◇ モデル地区における主な取り組み

- 公共施設における雨水貯留・浸透施設の対策量を強化
 - (例) 道路：モデル地区外 400 m³/ha → モデル地区内 600 m³/ha
 - 公園（1,000 m²以上）：モデル地区外 600 m³/ha → モデル地区内 1,000 m³/ha
- 土のうステーションを積極的に設置（新規追加）
- 雨水浸透施設設置助成推進により民間施設の流域対策強化
 - 雨水浸透施設設置助成金上限：モデル地区内 50 万円（モデル地区外 40 万円）

単位対策量の強化

- ◇ 道路の単位対策量を 300 m³/ha から 400 m³/ha に引き上げます。
 - 【モデル地区は 500 m³/ha から 600 m³/ha】
- ◇ 新工法・新材料の活用（プラスチック部材を組み上げて空隙貯留する地下貯留槽等）

助成制度の見直し

- ◇ 雨水タンクの助成対象を見直します（容量の制限を撤廃等）。

指導要綱の見直し

- ◇ 雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に示す提出書類を簡略化します。

継続的な維持管理

- ◇ 区が管理する雨水貯留浸透施設の点検・清掃等の適切な維持管理を実施します。
- ◇ 国、都及び民間等の管理者に雨水貯留浸透施設の適切な点検・清掃等の維持管理を要請します。

家づくり・まちづくり

- ◇ 土のうステーションの設置
 - ・ 平成29年度までに土のうステーション（写真参照）を区内に必要箇所設置。
- ◇ 浸水被害状況を迅速かつ的確に把握するための仕組みを構築
 - ・ 実態に即した浸水被害状況を把握する仕組みを構築します。
- ◇ 地区まちづくり計画による浸水対策の促進
 - ・ 地区まちづくり計画に雨水貯留浸透施設の設置促進を位置づけます。

写真 土のうステーション

